

# 年次有給休暇の計画的付与に関する協定

会社名\_\_\_\_\_（以下「会社」という）と従業員代表\_\_\_\_\_（以下「従業員代表」という）とは、上記について次の通り協定する。

## （計画的付与）

第1条 会社に勤務する従業員の有する平成\_\_\_\_\_年度の年次有給休暇のうち5日分については、次の日に付与するものとする。

- ①\_\_\_\_月\_\_\_\_日
- ②\_\_\_\_月\_\_\_\_日
- ③\_\_\_\_月\_\_\_\_日
- ④\_\_\_\_月\_\_\_\_日
- ⑤\_\_\_\_月\_\_\_\_日

## （特別休暇）

第2条 会社に勤務する従業員の有する年次有給休暇の日数から5日を差し引いた残日数が5日に満たない従業員については、その不足する日数の限度で特別休暇を与える。

2 前項の特別休暇は、有給とする。

## （休暇指定日の変更）

第3条 この協定の定めにかかわらず、業務遂行上やむを得ない事由のため、第1条の休暇指定日に出勤を必要とするときは、会社と従業員代表との協議の上、休暇指定日を変更するものとする。

## （適用除外者）

第4条 平成\_\_\_\_\_年度において、次の者は、第1条の適用除外とする。

- ①育児休業取得（予定）者
- ②介護休業取得（予定）者
- ③退職（予定）者

平成 年 月 日

（会社名）

代表取締役

印

従業員代表

印